

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- 1) 時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により計算しています。）
- 2) 時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 1) 商 品…………… 総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- 1) 建物(附属設備を除く)…………… 定額法
- 2) その他の有形固定資産…………… 定額法

(4) 引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。
- 2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に充てるため、前1年間の支給額を基礎とした見積額を計上しています。
- 3) 退職給付引当金 ……… 従業員退職金及び役員退職慰労金の支出に充てるため、従業員分については自己都合による期末退職給与要支給額の100%を、また、役員分については内規に基づき計算された期末要支給額の100%を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品等の販売に係る収益

商品等の販売は、引渡時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、出荷時から商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用している。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っている。また、実務対応報告第42号の適応に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしている。

注) 記載金額は、全て千円未満を切り捨てて表示しています。